

令和元年度の主な政府方針（スポーツ関係）

●経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（抄）

第 1 章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

(略)

ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界中から寄せられた支援に対する感謝を伝え、復興しつつある被災地の姿や魅力を国内外に積極的に発信する。

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

3. 地方創生の推進

(2) 地域産業の活性化

① 観光の活性化

(略)

(略) 城泊・寺泊、グランピングなどの体験型宿泊コンテンツの開発やスノーリゾートの活性化、旅館・ホテルの再生とともに、健全な民泊サービスの普及・拡大を図る。(略)

(略)

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する I R⁵⁹ の整備を推進するため、特定複合観光施設区域整備法⁶⁰に基づき、基本方針の策定等に着実に取り組む。カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講ずるため、カジノ管理委員会を設立し、世界最高水準のカジノ規制を実施する。ギャンブル等依存症対策を徹底かつ包括的に実施する⁶¹。

5. 重要課題への対応

(4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現

① 大規模国際大会等の成功

ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025 年大阪・関西万博の開催に向け、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策に取り組むなど大規模国際大会等¹⁰⁹の円滑な準備を着実に進め¹¹⁰、その成功を通じてインバウンド需要を喚起する。復興オリンピック・パラリンピック¹¹¹の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、beyond2020 プログラム¹¹²等を通じた日本文化の魅力の発信、beyond2020 マイベストプログラム¹¹³の推進、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進¹¹⁴、深層学習¹¹⁵による同時通訳を含む自動翻訳システムの開発・普及など、新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進め、レガシーを創出し、将来の開催国等に示していく。ワールドマスタースターズゲームズ 2021 関西の円滑な開催に向け、組織委員会等と協力する。

(略)

② スポーツ立国の実現

スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、大学スポーツ協会¹¹⁷の活動充実等による大学スポーツの振興、武道・スポーツツーリズム等による地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進し、スポーツ市場規模を拡大する。スペシャルオリンピックスやデフリンピックの社会的認知度向上を含めた総合的な障害者スポーツの振興、スポーツ実施率¹¹⁸の向上等によるスポーツを通じた健康増進、国際競技力の強化、スポーツによる国際貢献を進める。スポーツ・インテグリティ¹¹⁹を確保するため、スポーツ団体のガバナンス強化¹²⁰を推進する。

③ 文化芸術立国の実現

(略) 新たなクールジャパン戦略を2019年中に策定し、それに基づく施策¹²⁵を推進する。(略)

--

⁵⁹ Integrated Resort の略称：特定複合観光施設

⁶⁰ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）。

⁶¹ 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成31年4月19日閣議決定）に基づく。

¹⁰⁹ 閣議了解に基づき、政府一丸となって招致や準備に取り組む大会等。

¹¹⁰ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）等に基づく。

¹¹¹ 東日本大震災からの復興を後押しするとともに、復興に向かいつつある被災地の姿を世界に発信する機会として位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。

¹¹² 2020年以降を見据え、多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取組を広く支援する取組。

¹¹³ 健康面等での自己ベストを目指す個々人の取組を支援する事業・活動を認証する取組。

¹¹⁴ 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づく。

¹¹⁵ 多層構造の人工神経回路を用いたコンピューターによる学習。

¹¹⁷ 大学横断・競技横断的統括組織として、平成31年3月に一般社団法人として設立。

¹¹⁸ 運動・スポーツを行う者の割合のことであり、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文科科学大臣決定）では、2021年度までに、成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の約42%から65%程度になることを目指すとされている。

¹¹⁹ ドーピング・暴力・ハラスメントなどの不正がない状態、スポーツに携わる者の誠実性・健全性・高潔性と国際的に通念されている。

¹²⁰ スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコードの策定等。

¹²⁵ eスポーツ（コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポー

ツ競技として捉える際の名称)等を含む。

●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

I. 「Society5.0」の実現

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 日本の魅力をいかす施策

②クールジャパン

(略)

- ・新たな成長領域として注目されるe-スポーツについて、健全な発展に必要な適切な環境整備として、社会における認知度向上のための取組や、競技大会のガバナンスなど関連する実態調査に2019年度中に取り組む。

(略)

II. 前世代型社会保障への改革

4. 疾病・介護の予防

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

②予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

- ・生活習慣病の発症や重症化のリスクのある者に対し、医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と適切な運動等のプログラムを一体的に提供できる新たな仕組みを検討し、2019年度を目途に結論を得る。また、医療機関が運動処方箋を出しやすいよう、運動施設における標準的なプログラムを、2019年度中に作成する。あわせて、運動施設において安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みの実証を行うとともに、好事例の普及を図る。

(略)

8. 観光・スポーツ・文化芸術

(1) KPIの主な進捗状況

(略)

《KPI》スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

⇒2015年：5.5兆円

※(株)日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する。

⇒2019年3月までに新たに設計・建設段階に入った案件は10件程度。この他、構想・設計段階にあるスタジアム・アリーナは全国に80件以上が存在。

(略)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光立国の実現

②地域の新しい観光コンテンツの開発

カ) 観光地・交通機関

(略)

- ・ 地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。

(略)

④地方誘客・消費拡大に資するその他の主要施策

エ) MICE・IR

(略)

- ・ 特定複合観光施設区域整備法に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症などの様々な懸念に万全の対策を講ずる。

ii) スポーツ産業の未来開拓

①スポーツの成長産業化の基盤形成

- ・ 中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、2019年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを2019年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。
- ・ スポーツ経営人材を育成するため、既存のMBAコース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援するとともに、マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進する。
- ・ スポーツ分野とヘルスケア産業など他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催するとともに、スポーツ団体やスタートアップ等が連携した新事業の実証や資金調達等に係る事業化を促す。
- ・ スポーツツーリズムの取組を加速させるため、関係省庁との連携体制を強化しつつ、「アウトドアスポーツ」と「武道」の重点テーマを中心として、スポーツコミッション等が行う、スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援し、課題や事例を集積しつつその横展開を図る。特に、「武道ツーリズム」については、関係団体の協力を得て、推進母体となる団体の2020年度の設立を目指して検討を進める。
- ・ 大学スポーツについて、適切な組織運営管理や大学スポーツの成長産業化、また、地域振興を目指し、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）及び

大学の活動への支援を行う。

②スポーツを核とした地域活性化

- ・スタジアム・アリーナについて、引き続き個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等と連携して行うとともに、スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発を2020年度を目途に行う。
- ・地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況などを総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の2020年度中の開発等を通じて、スポーツ施設の利用を多様化、高度化し、収益性の向上や地域経済の活力増進につなげる。
- ・スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を2019年夏を目途に策定し、スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、ICTによる地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施する。また、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ2021関西を契機に、国民のスポーツ実施に向けた機運を醸成する。

●まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（4）スポーツ・健康まちづくりの推進

本年秋にはラグビーワールドカップ、第2期がスタートする2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、スポーツへの関心が高まるとともに、海外から訪れる多くの方が日本各地に足を運ぶことが期待される。この絶好の機会を逃すことなく、地域の更なる活性化に取り組む必要がある。

また、地域でのスポーツツーリズムの開発や集客力を有するスタジアム・アリーナなどの施設、情報発信力、ひとや企業をつなげるハブ機能を有するプロスポーツチーム等の有効利用による地域経済活性化のほか、スポーツを通じて健康増進を図ることも重要である。

2020年を契機に「スポーツ・健康まちづくり」を更に推進するため、関係省庁が連携する新たな枠組を設けることにより、これまで進められてきた取組を発展させるとともに、必要な環境整備に向けて、具体的な目標の設定等を検討する。

V. 各分野の施策の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会

（3）地域共生社会の実現

<概要>

(略)

さらに、全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるよう、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を推進する。

【具体的取組】

(略)

◎疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

- ・民間企業や医療機関などとの協働の下、関係施策等と連携を図っている事例や、成果連動型の支払いの仕組みを活用している事例など、参考となる事例の周知や、効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施するための関係機関の連携・協働体制の整備への支援等を通じて、各地域における取組を推進する。

(略)

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(9) スポーツ・健康まちづくり

<概要>

地域には豊富なスポーツ資源が存在しており、それらの活用やその潜在的な価値の掘り起こしなどによるまちづくりの取組を推進することが求められる。また、スポーツ・身体活動を通じた健康増進を図る取組や、「健康長寿」をブランディングにつなげる取組も進められている。特に2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機とし、「スポーツ・健康まちづくり」を一層加速させることが重要である。

このため、関係省庁が連携する新たな枠組を設けることにより、これまで進められてきたスポーツ関係の取組や、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を発展させるとともに、そのための具体的な目標設定も含めて検討し、必要な環境整備を図る。

【具体的取組】

(略)

◎スポーツ資源を活用した地域経済の活性化

- ・スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う、海・山・川などの地域資源を活かしたスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進を図る。
- ・特に、日本の強みが活用でき、訪日外国人も含めた旅行者のニーズが高い「アウトドアスポーツ」や「武道」について、その潜在力が十分に活かされるよう、優良事例の深掘り及び横展開を図るとともに、コンテンツの開発・受入体制の整備などへの支援を実施する。
- ・これまでコストセンターとして捉えられていたスポーツ施設に対する固定観念・前例主義等のマインドチェンジを図り、スタジアム・アリーナなどの体育・スポーツ施設を地域資源と捉え、まちづくりや地域経済活性化の核とする取組を推進する。

- ・各地域が保有する豊富なスポーツ資源のデータ（施設、指導者、イベント情報）をICT等の活用によりオープンデータ化するとともに、利用者がデータ活用しやすい環境の整備について検討し、利用者の利便性、経営効率の向上、さらにはシェアリングエコノミーなどの新たなビジネス創出を推進する。
- ・情報発信力や、ひとや企業をつなげるハブ機能を有するプロスポーツチーム等を地域のイノベーション創出の核とする地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進する。
- ・IoTや電子決済により取得可能なデータ、AI等の活用により、スポーツ資源の有効活用が地域にもたらず経済的・社会的効果の見える化、エビデンスに基づく効果的・効率的な取組を推進する。
- ・豊富なスポーツ資源（学生アスリート、研究者、指導者などの人材や施設等）を持つ大学において、大学スポーツを通じた地域貢献等の先進的モデル形成に取り組む大学に対する支援を引き続き実施する。また、スポーツ分野においても、地方大学を核とした地域全体の活性化を推進する。
- ・民間企業におけるビジネス・スキルをスポーツ団体で活かしたいと考える経営人材や専門人材について、副業・兼業を含めた地域のスポーツ団体での採用・定着を支援するとともに、スポーツ団体の経営戦略を担うことが期待されるスポーツ経営人材の育成環境の整備を支援する。

◎スポーツを通じた健康増進の推進

- ・障害の有無に関わらず身近な場所で気軽にスポーツができる環境を整備するため、公園、広場などの公共空間を活用した遊びを通じた健康づくりのための環境整備などの実証実験の支援、効果検証や取組の普及を行うとともに、学校体育施設の有効活用に係る地方公共団体向けの手引きの策定等に取り組む。
- ・地方公共団体が効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施するための関係機関との連携・協働体制の整備を支援する。
- ・地方公共団体における優良事例の効果的な横展開を図る仕組みを構築する。

●女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抄）

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（2）セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

（略）

また、男女雇用機会均等法等の改正法及び「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」（平成31年4月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告）の趣旨を踏まえ、労働分野はもとより、教育・スポーツ等を始めとする他の分野においても、相談体制の整備や実効性の確保を始め、被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を促進する。

2. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

（2）スポーツを通じた女性の健康増進

ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性指導者を育成するプログラムを実施する。

女性が生涯を通じてスポーツに親しむことを通じ、女性の社会参加、健康増進等を促進するため、「女性スポーツ促進キャンペーン」を実施する。また、妊娠・出産等、女性特有のライフイベントによりキャリアが断絶しないよう、女性指導者が活躍しやすくなるような研修プログラムを開発し普及させる。

II あらゆる分野における女性の活躍

5. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(6) 企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備

③スポーツ分野

令和2年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性役員の採用割合が低いスポーツ団体に対し、女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などの候補者を登録する人材バンクを構築するとともに、女性役員向けの研修の実施や女性役員同士のネットワーク構築を行うスポーツ団体を支援する等の取組を強化する。

スポーツにおける透明性、公平・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であるとの認識の下、スポーツ団体ガバナンスコードの普及・啓発、専門家によるコンサルティング、コンプライアンス教育研修等を行うとともに、現況に係るモニタリング体制の構築を行う。さらに、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成において、スポーツと人権に関するカリキュラムを実施する。

●観光ビジョン実現プログラム 2019—世界が訪れたくなる日本を目指して—（令和元年6月14日観光立国推進閣僚会議決定）（抄）

2. 地域の新しい観光コンテンツの開発

・観光地・交通機関

主要施策

・地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。

<関連施策>

(略)

○地域の観光資源を複合的に活用した旅行商品造成の促進

・観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界、観光資源を有する地域等が連携し、旅行商品造成に向けた素材研究等を行い、情報発信することで、旅行会社によるスポーツや日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用

した魅力的な旅行商品の造成を促進する。【継続】

(略)

○スノーリゾートの活用

・スノースポーツ人口の増加が期待されるアジア市場、潜在的な需要が高い欧米市場等、各地域がターゲットとする層の誘客に向けた取組を実施する際に参考となるよう、各種調査、モデル事業、「スノーリゾート地域の活性化推進会議」等で得られた知見をとりまとめ、展開する。また、スノーリゾート地域の活性化に向けて、設備更新の投資促進のための環境整備の検討や、グリーンシーズンの活用も含めた官民連携によるコンテンツ造成に取り組むとともに、外国語対応可能なスキーインストラクターやスキーパトロールの確保に向けた外国人材の活用等の方策を検討する。【新規】

(略)

○スポーツツーリズムの推進

・スポーツと地域資源を掛け合わせたスポーツツーリズムの取組を活性化させるため、スポーツツーリズムセミナーを開催するとともに、武道ツーリズムを推進する団体の設立に向けて検討会を開催する。また、関係省庁や民間企業等と連携して新たなコンテンツ開発、受入環境整備等を促進するとともに、国内外に更なるプロモーションを展開する。さらに、スポーツと日本の文化芸術の魅力を掛け合わせたスポーツ文化ツーリズムを各地に定着させるため、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施するとともに、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を開催し、受賞事例を多言語で発信する。【改善・強化】

・地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業及びスポーツ産業）等が一体となって、まちづくり・地域活性化に取り組む地域スポーツコミッションが行う、スポーツツーリズムのコンテンツ開発、受入環境整備等の活動を支援するとともに、好事例をウェブサイト等で広く配信する。2019年度は、「スポーツツーリズム需要拡大戦略」（2018年3月公表）に基づき、アウトドアスポーツツーリズム及び武道ツーリズムに係る長期継続的・通期通年型の取組に重点を置いて支援する。【改善・強化】

・スポーツツーリズム情報を日本政府観光局のSNSやアプリ等で発信する。また、日本で体験できる各種スポーツ及び着地型・体験型プログラムのツアー情報（開催時期、場所等）を日本政府観光局のウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトからプログラムの予約ができるようにするなど、海外に向けて情報発信を行う。【改善・強化】

3. 日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

主要施策

・ラグビーワールドカップ2019の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等に取り組む。

<関連施策>

(略)

○スポーツツーリズムの推進

・スポーツツーリズム情報を日本政府観光局のSNSやアプリ等で発信する。

また、日本で体験できる各種スポーツ及び着地型・体験型プログラムのツアー情報（開催時期、場所等）を日本政府観光局のウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトからプログラムの予約ができるようにするなど、海外に向けて情報発信を行う。【改善・強化】<再掲>

(略)

○大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客の誘致

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、ラグビーワールドカップ2019日本大会やそのチームキャンプのほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けた準備を進めるとともに、国際交流プログラムの実施等により大会成功に向けた機運醸成を図る。【継続】

(略)

○スノープロモーションの実施

・スキー人口が急増中の中国をはじめとしたアジア市場及び日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場を対象にスノープロモーションを戦略的に実施し、冬期の地方誘客を促進する。【新規】

・MICE・IR

主要施策

・VR等を活用したMICE誘致、顔認証技術等の最先端技術のMICEへの導入等により、MICE誘致・開催の国際競争力の強化を図る。

・「特定複合観光施設区域整備法」に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症等の様々な懸念に万全の対策を講ずる。

<関連施策>

(略)

○スポーツMICEの招致・開催支援に向けた検討

・スポーツMICEの戦略的な招致活動支援並びに各競技団体等が国際競技大会や国際会議等のスポーツMICEを招致・開催する際に必要な準備をまとめたガイドライン等のあり方について検討するワーキンググループを設置する。【新規】

(略)

○IRに係る法制上の措置の検討

・2018年7月に公布された「特定複合観光施設区域整備法」に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症等の様々な懸念に万全の対策を講ずる。【改善・強化】

・「観光立国ショーケース」の形成の推進

主要施策

・釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係

省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を図る。

<関連施策>

○「観光立国ショーケース」の形成の推進

・2018年度に実施した中間評価を踏まえ、注力する施策を具体化するために設定した各市の取組の柱（重点項目）を中心に、目標や課題を関係省庁と共有を図り、民間投資の促進のために必要とされた支援を含め、優先的に支援を行う。また、3都市（釧路市、金沢市及び長崎市）における取組については、民間投資の取組や中間評価の内容を含め、ウェブサイト等を中心に全国における訪日外国人旅行者の地方誘客の取組に活用できるよう広く発信する。【継続】

●知的財産推進計画 2019（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）

4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

（2）当面の施策の重点

②クリエイション・エコシステムの構築

（現状と課題）

（略）

加えて、近年、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されているe-スポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全な発展のため適切な環境整備に必要に応じて取り組むとともに、産学官やコミュニティが連携した取組を通じコンテンツだけでなく周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、社会的意義・波及効果について検討を行うことが必要である。

（施策の方向性）

・eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。（短期、中期）（経済産業省）